

CBD・Akwé: Kon ガイドラインについて

田 上 麻衣子

2004年2月9日～20日、「生物多様性に関する条約（生物多様性条約）（Convention on Biological Diversity：以下、「CBD」という。）」の第7回締約国会議（COP7）がマレーシアのクアラルンプールで開催された。COP7では、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する国際的な制度（International Regime：IR）の構築の是非及びその在り方が最大の争点となり、注目を集めた。しかし、法的拘束力のある国際的な制度の構築を求める開発途上国と、まずはWTOのTRIPS理事会、世界知的所有権機関（WIPO）、国連食糧農業機関（FAO）等における国際的な取り組みの進展や後述するボン・ガイドライン等を基にした経験の蓄積が優先と考える先進国との間の溝が埋まらず、結論を得るには至らなかった。結局、COP7では、国際的な制度の在り方に関し、交渉プロセス（Process）、その性格（Nature）、範囲（Scope）及び考慮すべき要素（Elements）等を含む今後の検討事項（Terms of Reference：TOR）が合意された¹。このTORに従って、2006年3月20日～31日にブラジル（クリティバ）での開催が予定されているCBD第8回締約国会議（COP8）までに、タイ（バンコク）（2005年2月14日～18日）及びスペイン（グラナダ）（2006年1月30日～2月3日）で計2回のアクセス及び利益配分に関するアドホック・オープンエンド会期間作業部会（the Ad Hoc Open-ended Working Group on Access and Benefit-sharing：ABS-WG）を開催し、そこでCOP8に向けた検討を行うことと

¹ Terms of Reference for the Ad Hoc Open-ended Working Group On Access and Benefit-sharing, *Report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/7/21 (April 13, 2004), pp. 300-302.

なった。

このように、焦点であった国際的な制度に関する議論は先送りとなったものの、一方で、COP7では伝統的知識の保護に関連した第8条j項に関連して、一つの大きな進展があった。それが、本稿の対象である「原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施するよう提案された開発又はそれらに影響を及ぼす可能性のある開発に関する文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のための Akwé: Kon 任意ガイドライン²」(以下、「Akwé: Kon ガイドライン」という。)の採択である。

Akwé: Kon ガイドラインが策定された背景について概説すると、多くの原住民の社会及び地域社会は、これまで長きに渡って遺伝資源の豊富な地域に暮らし、持続可能な方法で生物多様性を利用し、その地域の環境と密接に結びついた文化や知識を育んできた。しかし、原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域にも開発の手が伸びるにつれ、開発がもたらす長期的悪影響、特にこれらの地域社会の伝統的知識、工夫及び慣行の喪失が、重大な懸案事項となり始めた。

他方、CBDの第8条j項では、各締約国に対し、可能な限り、かつ、適当な場合に、自国の国内法令に従って、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること」が要請された。そして、この第8条j項の履行に関しては、1995年の第2回締約国会議(COP2)の「知的財産権に関する決議(COP

Decision II/12)」、1996年の第3回締約国会議(COP3)の「第8条j項の履行に関する決議(COP Decision III/14)」等でも言及され、検討が要請された。1998年の第4回締約国会議(COP4)では、締約国会議に対して第8条j項の履行に関する助言を行うことを任務とする「第8条j項及び関連規定に関するアドホック・オープンエンド会期間作業部会(the Ad Hoc Open-ended Inter-Sessional Working Group on Article 8(j))」(以下、「第8条j項作業部会」という。))が設置された(COP Decision IV/9)。

そして、この第8条j項作業部会及び締約国会議(COP6)等における議論を通じて、開発が与える文化的、環境的及び社会的影響に関する懸念が示され、影響アセスメントが適切な手順及び方法で行われることを確保するために、文化的、環境的及び社会的影響アセスメントの実施のためのガイドライン策定の必要性が確認された。

その後、2000年5月に開催されたCBD第5回締約国会議(COP5)において、「第8条j項及び関連規定に係る作業計画」が採択された。そして、そのタスク9として第8条j項作業部会に対し、原住民の社会及び地域社会と協力してガイドラインを策定することが求められたことを受けて³、具体的なガイドラインの作成作業が開始された。起草期間を経て、2003年12月8日～12日にモントリオールで開催された第3回第8条j項作業部会会合においてガイドライン(案)が示され、同作業部会での修正・承認を経てガイドライン案がCOP7に付託され、最終的に採択された。

Akwé: Kon ガイドラインのタイトルとなった「Akwé: Kon」という用語は、「アグウェイ・グー(agway-goo)」と発音する。ガイドラインの交渉が行われたモントリオールの近郊に位置する Kahnawake 地域社会により提供された Mohawk 族の言葉で、「森羅万象(everything in creation)」を意味する。タイトルの決定過程では、ガイドラインによる影響を主として受けるのは原住民であるため、原住民の言葉を用いたタイトルを付けることが合意された。そこで、「Kahnawake ガイドライン」又は「Kaniienkeh ガイ

² Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities, *Report of the seventh meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity*, UNEP/CBD/COP/7/21 (April 13, 2004), pp. 260-275.(available at <http://www.biodiv.org/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>) (last visited October 28, 2005)

³ Programme of Work on the Implementation of Article 8(j) and Related Provisions of the Convention on Biological Diversity, Decision V/16 Article 8(j) and related provisions, Report of the Fifth Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/5/23 (June 22, 2000), pp. 144-145.

ガイドライン」等、いくつかの案が提示されたが、使用に際して原住民の合意が得られ、かつ発音の容易な言葉という観点から選定が進められ、最終的に「Akwé: Kon」を用いることでコンセンサスが得られた。

なお、交渉過程で大きな論点の一つとなったのが、Akwé: Kon ガイドラインの法的性質である。フィリピンや生物多様性に係る国際原住民フォーラム (International Indigenous Forum on Biodiversity : IIFB) からは、法的拘束力のある文書とすべきという意見も出されたが、アルゼンチン、カナダ、ケニア、パハマ等の諸国がこれに即座に反対し、多くの国も反対の姿勢を示したため、「任意のガイドライン (Voluntary Guidelines)」となった (Guideline という名称の前に、更に Voluntary という文言が付されており、法的拘束力がないことが強調されている。)

このように任意ではあるものの、Akwé: Kon ガイドラインは、各国政府や企業等が、原住民の社会及び地域社会並びに彼らによって伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域に影響を与える可能性のある開発についてのアセスメントを実施する際の包括的なルールを提示するものである。ガイドラインを採択した決議において、締約国会議は、本ガイドラインが他の地域社会の生物多様性及び生活に悪影響を及ぼすべきでないこと並びに国際法及び他の国際的義務に合致する方法で実現されるべきであることを確認した上で、締約国及び政府に対し、以下のことを要請している。

- Akwé: Kon ガイドラインを国内法、政策及び手続に組み込むための選択肢を探求するために、文化的、環境的及び社会的影響アセスメントに関する事柄の法的及び制度的調査を開始すること。
- 第6回締約国会議において承認された「生物多様性関連問題を環境的影響アセスメント法及び/又はプロセス並びに戦略的環境アセスメントに組み込むためのガイドライン⁴」とともに、必要に応じて Akwé: Kon

⁴ Guidelines for Incorporating Biodiversity-related Issues into Environmental Impact Assessment Legislation and/or Process and in Strategic Environmental Assessment, COP decision VI/7 Annex, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/6/20 (May 27,

ガイドラインを使用すること。

- 関連政府当局、原住民の社会及び地域社会とその組織、民間企業開発業者、市民社会組織、開発の潜在的利害関係者及び一般国民に対し、Akwé: Kon ガイドラインの存在並びに原住民の社会及び地域社会により伝統的に占有又は利用されてきた聖地、土地及び水域において実施する開発が提案される場合におけるそれらの適用の必要性を自覚させることを目的として、公共教育及び啓蒙活動を実施するとともに、そのための戦略を策定すること。

さらに、締約国会議は、開発及び生物多様性保全に携わっている政府間組織、政府間協定の当事国及び市民社会組織に対しても、Akwé: Kon ガイドラインを考慮するよう求めている。今後、政府や開発者は、原住民の社会及び地域社会に影響を与えるような採掘、伐採、水力発電ダム建設等の大きなプロジェクトに着手する前に、Akwé: Kon ガイドラインに留意し、原住民の社会及び地域社会と協議を行うことが期待される。

CBDに関連した任意のガイドラインとしては、2002年4月7日～16日にオランダのハーグで開催された第6回締約国会議 (COP6) で採択された「遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドライン (通称: ボン・ガイドライン⁵)」が広く知られている。ボン・ガイドラインは、締約国及び利害関係者に対して、遺伝資源へのアクセスを促進し、公正かつ衡平な利益配分を保障するための透明性の高い枠組みを提供すること等を目的として策定されたものである。同ガイドラインは、遺伝資源へのアクセスと利益配分に係る法律上、行政

2002).

⁵ Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization, UNEP Doc. UNEP/CBD/COP/6/20 (May 27, 2002), pp. 253-269. (available at <http://www.biodiv.org/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>) (last visited October 28, 2005). 本ガイドラインはドイツのボンで策定されたことにちなみ、ボン・ガイドラインと名付けられた。

上又は政策上の措置並びにアクセスと利益配分に関する相互に合意する条件に基づく契約及びその他の取決めを起草及び策定する際の参考例を提供している。

CBDをめぐる議論では、アクセス及び利益配分というCBDの経済的側面が強調される傾向がある。しかし、CBDが掲げる 生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分という三つの目的を実現するためには、非経済的側面、すなわち、文化的、環境的及び社会的な視点が必要不可欠となるのは言うまでもない。そういう意味で、これらの非経済的側面に光を当てた Akwé: Kon ガイドラインは、ボン・ガイドラインと並び CBD を理解し、また実施していく上で非常に重要なガイドラインであるといえる。

こうした認識に基づき、今回、北海道大学21世紀 COE プログラム《新世代知的財産法政策学の国際拠点形成》、早稲田大学21世紀 COE プログラム《企業法制と法創造》及び東海大学平成17年度特許庁研究事業大学における知的財産権研究プロジェクトの協力の下、Akwé: Kon ガイドラインの翻訳を行った。我が国における Akwé: Kon ガイドラインの理解及び普及の際の一助となれば幸いである。